

大学等の学校コードにおける学校番号の運用について

令和3年1月19日
調査企画課長決定

1. 大学等（大学、短期大学、高等専門学校）の学校コードの設定にあたっては、当該大学等の本部（事務局）の所在地を基準として行う。その際、大学等の特性に鑑み、学校コードの構成要素のうち、学校番号（7桁）の下5桁の部分に着目することで、都道府県域を越えた本部の移転等にかかわらず学校の同一性を簡易に確認できるよう運用する。但し、下記6. に示す通り、将来的には当該運用が不可能となる事態が生じる可能性があることにあらかじめ留意を要する。
2. 令和2年5月1日現在で既に設立されている大学等については、設置区分や学校種（大学等）の別にかかわらず、それら全体を通じて重複しないように学校番号を通して付番する。
3. 令和2年5月1日より後に設置された大学等（但し、設置者区分の変更による場合を除く）については、未使用の番号を使用して設定する。
4. 大学等の本部が都道府県を越えて移転した場合又は設置者区分が変更された場合は、変更後の区分における学校番号について、変更前の学校コードの学校番号と同じ番号が未使用である場合には、当該番号を新たな学校コードの学校番号として用いる。

（注：県を超えた住所変更や、設置者が例えば単に私立→公立に変更になった場合に、学校コードそのものは変更になるが、その場合でも学校番号の番号はそのまま同じものを用いて連続性を持たせることとなる。）

5. 上記4. において、当該番号が既に使用済みである場合（本部がA県からB県に移転した際に同じ学校番号のB県における学校コードが設定された後、再びA県に移転した場合が考えられる。）は、当該学校番号の下5桁に、上2桁として11を加えた番号を新たな学校番号として設定する。11も使用済みである場合は、12以降を順次使用する。
6. 上記4. において、例えば統廃合を伴うなど変更の前後において学校としての連続性に検討課題がある場合や、上記5. において、連続性のない他の学校と混同されるおそれが生じる場合など、学校番号の下5桁による継続性を維持することが適切ではない可能性がある場合については、個別に精査し取り扱いを決定する。

また、それらによる場合を含めて、上記1. による簡易な確認の運用が不可能となる事態が生じる場合には、その旨を文部科学省のホームページにおいて公表する。